

岩手県スキー学校協議会規程

(名称)

第1条 本会は、岩手県スキー学校協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、一般財団法人岩手県スキー連盟（以下「連盟」という。）に置く。

(目的)

第3条 本会は、岩手県内のスキー学校の運営を通じて、正しいスキーの普及振興を図り、併せて連盟の事業遂行に協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スキー学校の管理運営の調査及び研究に関すること。
- (2) スキー学校教師の資質の向上に関すること。
- (3) 連盟から委託された事業の実施に関すること。
- (4) スキー学校間の情報交換及びスタッフ派遣に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(加盟)

第5条 本会への加盟は、連盟に加盟する全日本スキー連盟公認校及び連盟認定校の資格を付与されたスキー学校とする。

(義務)

第6条 加盟校は、本会の規程及び委員会の決定に従わなければならない。加盟校は第10条に定められた負担金を1月までに納入しなければならない。

(委員会)

第7条 本会の運営のため、委員会を設ける。

- 2 委員は、連盟の役員及び本会加盟校の中から、岩手県スキー学校長会議においてこれを選出する。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを選出する。

(監事)

第8条 本会の会計業務を監査するため、監事若干名を置く。

(任期)

第9条 委員等の任期は、連盟役員の任期に準じる。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(負担金)

第10条 第6条に定められた負担金の額は、別に定めるものとする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。

(補則)

第12条 本規程に定めない事項に関しては、適宜、委員会において審議の上決定する。

附則

この規程は、平成 27 年 9 月 24 日から施行する。